

秋田県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設
資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

平成 1 4 年 5 月

秋 田 県

目 次

第 1 章	指針の位置づけ
第 2 章	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
1	基本理念
2	関係者の役割
3	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向
第 3 章	建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策
1	建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性
2	関係者の役割
第 4 章	特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標と規模及び距離に関する基準
1	特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標
2	対象建設工事の規模及び再資源化等に関する距離の基準
第 5 章	特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策
第 6 章	特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策
1	特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進についての考え方
2	関係者の役割
3	再資源化等により得られた物の公共事業での率先利用
第 7 章	普及・啓発及び情報提供に関する方策
1	普及及び啓発に関する事項
2	情報提供に関する事項
第 8 章	その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する重要事項
1	分別解体等及び再資源化等に要する費用の建設工事請負代金の額への反映
2	分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質の発生の抑制

第1章 指針の位置づけ

1 指針の位置づけ

この指針は、国が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「法」という。)第3条に基づき、定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「基本方針」という。)に即し、法第4条に基づき、秋田県における建設工事に係る建設資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、基本理念、関係者の役割、再資源化等の目標や基準等必要な事項を定めたものです。

なお、この指針で使用する用語の定義については、法第2条の規定によるものとします。

第2章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の発生の抑制、建設資材の分別解体等、建設工事で使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の再資源化等の促進及び建設資材の再資源化により得られた物の利用の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要です。このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる必要があります。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事において使用された建設資材の再使用を行います。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行います。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとします。なお、発生した建設資材廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければなりません。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材など分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難な素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の

低減に努める必要があります。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材など建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要があります。

(3) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、対象工事の届出及び契約書面への分別解体等の方法、解体工事に要する費用の明記など、法に規定された義務を確実に履行しなければなりません。

また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する明確な指示を行うよう努める必要があります。

(4) 建設工事の元請業者

建設工事の元請業者は、建設工事の発注者に対する届出事項の説明、契約書面への分別解体等の方法や解体工事に要する費用の明記、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了時の発注者への報告など、法に規定された義務を確実に履行しなければなりません。

また、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する明確な指示を行うよう努める必要があります。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工上の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。

(7) 県

県は、国の施策と連携して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発等に努めます。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

特に、法の実効性を確保するためには、工事現場における建設資材の分別解体等の実施状況の確認や建設資材廃棄物の不適正な処理に関する巡回調査が不可欠であることから、県と連携してそれらの実施に努める必要があります。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別分解等の実施により特定資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係わる分別分解等が一定の技術基準に従って実施される必要があります。この技術は、特定建設資材に係わる分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があるため、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要があります。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要があります。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物の現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があります。工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望めます。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望めます。

第3章 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物の排出量は、全産業廃棄物排出量に占める割合が大きい一方で、減量することが困難なものが多くなっています。このため、限られた資源を有効に活用し、最終処分量を減らすためには、建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要です。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要があります。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上、修繕が可能なものについてはその修繕を実施する体制の整備及びその実施に努める必要があります。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に対する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努め、また、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要があります。

(4) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、建築物等の長期間使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があります。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要があります。また、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期間使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要があります。

(6) 県

県は、国の施策と連携し、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むことに努めます。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標と規模及び距離に関する基準

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

全ての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後おおよそ10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととします。

本県の平成22年度における再資源化等率（全工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、表1のとおりとします。

表1 平成22年度における再資源化等率の目標値

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等率
コンクリート塊 (コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	95%
建設発生木材 (木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	95%
アスファルト・コンクリート塊 (アスファルト・コンクリートが廃棄物になったものをいう。以下同じ。)	95%

なお、特定建設資材廃棄物の種類ごとの再資源化等に関する目標については、目標年度を平成22年度としますが、建設副産物実態調査の結果等の最新データ、再資源化等の目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとします。

2 対象建設工事の規模及び再資源化等に関する距離の基準

(1) 対象建設工事の規模に関する基準

本県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令で定める基準と同様とし、表2のとおりとします。

表2 秋田県における対象建設工事の規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円 以上
その他工作物・土木工事	請負代金の額 500万円 以上

なお、県は、県内の特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うための施設及び廃棄物の最

終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して、政令で定める規模の基準によって当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められるときは、法第9条第4項に基づく条例により、政令で定める規模の基準に代えて対象建設工事の規模の基準を定めるものとします。

(2) 再資源化に関する距離の基準

本県における再資源化に関する距離の基準は、政令において指定建設資材廃棄物として規定されている建設発生木材が廃棄物になった物について、主務省令に基づき50キロメートルとします。

なお、県は、指定建設資材廃棄物の発生量の見込み、再資源化施設の処理量の見込み及び最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るための必要と認めるときは、法第17条に基づく条例により、法第16条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離の基準を定めるものとします。

第5章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要です。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度碎石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進します。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進します。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進します。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進します。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材又は建築物の埋め戻し材、基礎材等に利用することを促進します。

その他

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、建築物の解体の急増に伴いそれが廃棄物となったものが急増すると予想されていることから、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を促進する必要があります。また、その再資源化等について経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取り組みが行われることが重要です。

さらに、再資源化等が困難な場合建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。以下同じ。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要があります。

第6章 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要があります。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、要求される性能を満足するために必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要です。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要があります。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要があります。また、これらを利用することについて、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要があります。

(3) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く選択するよう努める必要があります。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要があります。また、これを利用することについて発注者の理解を得るよう努める必要があります。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要があります。

(6) 県

県は、国の施策と連携して建設資材の再資源化により得られた物の利用の促進のための必要となる調査、情報提供、普及啓発に努めるほか、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に率先して取り組みます。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

3 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

本県の公共事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取り組みの先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を優先して利用するものとします。

コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊

道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、工事現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊を再資源化して得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とします。道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤用材料の調達に当たっては、現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊を再資源化して得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とします。

木質コンクリート型枠材

木質コンクリート型枠材については、再生木材ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進するものとします。また、法面の緑化材、雑草防止剤等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進するものとします。

その他

その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取り組みを行う必要があります。

第7章 普及・啓発及び情報提供に関する方策

1 普及及び啓発に関する事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化によって得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有しています。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ、県は環境の保全を資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとします。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとします。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者がこれらの義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じてパンフレットなど作成し配布するとともに講習会などを実施するものとします。

さらに、発注者が分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等の負担を確実にを行うこと、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することも重要であることから、その知識を発注者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供などの措置を講ずるものとします。

2 情報提供に関する事項

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報など、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に当たって必要な情報をインターネット等により提供するものとします。

第8章 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び再資源化等に要する費用の建設工事請負代金の額への反映

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、建設工事の発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要です。

このため、発注者は自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に確認し、当該費用を適正に負担する必要があります。また、受注者には自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要があります。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、適正に負担されることが必要です。

2 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質の発生の抑制

建築資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制や周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散または飛散を防止する措置をとるよう努める必要があります。

フロン類

フロン類は、冷凍空調機器の冷媒として使用されていますが、特定家庭用機器最商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に従って処理しなければなりません。このため、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、建築物等の解体工事等の施工に先立ち、過去にこれらを購入した小売業者に引き取りを求めるなど、これらを残置しないよう努める必要があります。

また、特定建設資材に係わる分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器内のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要があります。

非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要があります。

CCA木材

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。）

を注入した部分（以下「ＣＣＡ処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなります。このため、ＣＣＡ処理木材については、それ以外の部分と分離・分解し、それが困難な場合には、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてＣＣＡ処理木材として焼却及び埋立を適正に行う必要があります。

ＰＣＢ

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）を含有する電気機器等についても、これらを建築物の内部に残置しないようにする必要があるため、解体工事等の施工に先立ち、これらを撤去し、廃棄物処理法及びＰＣＢ特別措置法に従って適切に保管及び処理しなければなりません。